

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 7 条第 19 項の規定に基づく、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製 DRAM 等に係る補助金についての事情の変更の有無についての調査（平成 20 年 10 月 15 日付財務省告示第 308 号）に係る最終決定の基礎となる重要な事実

## 目次

<b>第1 総論</b> .....	<b>4</b>
1-1 調査開始以前の経緯.....	4
1-2 調査の概要.....	5
1-2-1 調査対象貨物.....	5
1-2-2 調査対象貨物の供給者.....	5
1-2-3 調査対象期間.....	5
1-2-4 調査対象事項.....	5
1-3 調査の経緯.....	5
1-3-1 申請及び調査開始.....	5
1-3-2 質問状の送付等.....	6
1-3-2-1 供給者.....	7
1-3-2-2 韓国政府等.....	7
1-3-3 証拠の提出等.....	7
1-3-4 意見の表明.....	7
1-3-5 産業上の使用者及び消費者団体の情報提供.....	7
1-3-6 現地調査.....	8
1-3-7 約束の申出等.....	8
1-3-8 秘密の情報.....	8
1-3-9 証拠等の閲覧.....	8
<b>第2 補助金についての事情の変更の有無</b> .....	<b>10</b>
2-1 12月措置による補助金.....	10
2-1-1 当初調査における事実認定.....	10
2-1-2 債務の出資転換.....	10
2-1-3 債務の弁済期延長.....	11
2-1-3-1 一般貸付（ウォン貸建及び外貨建）.....	11
2-1-3-1-1 外貨建一般貸付.....	11
2-1-3-1-2 ウォン貸建一般貸付.....	12
2-1-3-2 新規資金.....	12
2-1-3-3 D/A.....	13
2-1-3-4 社債.....	13
2-1-3-5 リース.....	14
2-1-3-6 債務の弁済期延長に関する結論.....	14
2-1-4 12月措置による補助金に係る事情の変更に関する結論.....	14
2-2 ハイニックスに対する新たな補助金交付の事実の有無.....	15
2-2-1 利害関係者からの意見表明.....	15
2-2-2 2005年7月における新規資金調達.....	15

2-2-2-1 新規資金調達概要	15
2-2-2-2 新規資金調達時のハイニックスの経営状況	17
2-2-2-2-1 ハイニックスの経営状況の検討	17
2-2-2-2-2 ハイニックスの経営状況についての結論	18
2-2-2-3 新規資金調達についての韓国政府の関与	18
2-2-2-3-1 新規資金調達についての韓国政府の関与についての検討	18
2-2-2-3-2 新規資金調達についての韓国政府の関与についての結論	19
2-2-2-4 新規資金調達における個別金融機関の与信判断	19
2-2-2-4-1 新規資金調達における個別金融機関の与信判断の検討	19
2-2-2-4-2 新規資金調達における個別金融機関の与信判断の結論	21
2-2-2-5 2005年7月の新規資金調達に関する補助金性の認定についての結論	21
2-2-3 中国の京東方科技集団 (BOE) への TFTLCD 事業部門の売却	22
2-2-3-1 TFTLCD 事業部門売却の概要	22
2-2-3-2 TFTLCD 事業部門売却における韓国政府の関与	22
2-2-3-2-1 TFTLCD 事業部門売却における韓国政府の関与の検討	22
2-2-3-2-2 TFTLCD 事業部門売却における韓国政府の関与の結論	22
2-2-4 その他の補助金交付の事実の有無	23
2-2-5 新たな補助金交付の事実の有無に関する結論	23
2-3 補助金利益額	23
<b>第3 補助金についての事情の変更の有無に関する結論</b>	<b>24</b>

凡 例

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）	法
相殺関税に関する政令（平成 6 年政令第 415 号）	政令
相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 19 年）	ガイドライン
補助金及び相殺措置に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）	協定
世界貿易機関	WTO
調査（平成 16 年 8 月 4 日付財務省告示第 352 号に係るもの）	当初調査
調査（平成 20 年 1 月 30 日付財務省告示第 26 号に係るもの）	履行調査
WTO による我が国相殺関税措置への是正勧告	WTO 勧告
ダイナミックランダムアクセスメモリー	DRAM
大韓民国	韓国
ハイニックスセミコンダクター社（HYNIX SEMICONDUCTOR INC.）	ハイニックス
韓国産業銀行	KDB
韓国外換銀行	KEB
農業協同組合中央会	NACF
企業構造調整促進法	CRPA
韓国産業銀行(KDB)、韓国外換銀行(KEB)、新韓銀行、ウリィ銀行、農業協同組合中央会(NACF)	5 金融機関
利害関係を有する韓国政府及び金融機関（韓国産業銀行（KDB）、韓国外換銀行（KEB）、新韓銀行、ウリィ銀行、農業協同組合中央会（NACF））	韓国政府等
2001 年 10 月の金融支援措置	10 月措置
2002 年 12 月の金融支援措置	12 月措置
債務の弁済期延長及び利息の支払い猶予のための元本化	弁済期延長
引受荷渡為替手形(Document against Acceptance)	D/A

（注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報による記述がされているため不開示としたものである。）

# 第1 総論

## 1-1 調査開始以前の経緯

- (1) 2001年(平成13年)10月及び2002年(平成14年)12月の2回にわたり大韓民国(以下「韓国」という。)政府が直接的に及び韓国政府が民間金融機関を通じて間接的に行った金融支援措置(以下「10月措置」及び「12月措置」という。)により、補助金の交付を受けた韓国ハイニックスセミコンダクター社(以下「ハイニックス」という。)製ダイナミックランダムアクセスメモリー(以下「DRAM」という。)等の輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が調査(平成16年8月4日付財務省告示第352号に係るもの)(以下「当初調査」という。)において認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、関税定率法(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、2006年(平成18年)1月27日より2010年(平成22年)12月31日までに輸入される、ハイニックス製DRAM等に対して27.2%の相殺関税を課した<sup>1</sup>。
- (2) 2007年(平成19年)12月17日、世界貿易機関(以下「WTO」という。)の紛争解決機関は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一の補助金及び相殺措置に関する協定(以下「協定」という。)に不整合とされた我が国の措置を当該協定下の義務に適合させるとの勧告<sup>2</sup>(以下「WTO勧告」という。)を採択<sup>3</sup>した。これを受け、2008年(平成20年)1月15日、我が国は、WTO勧告を実施する意思を通報<sup>4</sup>した。
- (3) 2008年(平成20年)1月30日、WTO勧告を実施するため、ハイニックス製DRAM等に係る補助金に関し、WTOから勧告を受けた点について再調査<sup>5</sup>(調査(平成20年1月30日付財務省告示第26号に係るもの(以下「履行調査」という。))を行った。その結果及び当該勧告の内容を踏まえ、10月措置に係る補助金についての事情の変更があったと認められたことから、同年9月1日、相殺関税の税率を27.2%から9.1%に変更<sup>6</sup>した<sup>7</sup>。なお、12月措置については、WTO勧告に従って協定整合的に、補助金利益の存在に関する認定を行い、また、出資転換に係る補助金利益額を算定したところ、当初調査における事実と同一であったことから、事情の変更はなかったと認められた。

<sup>1</sup> ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令(平成18年政令第13号)、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等について関税定率法第7条第1項の規定により相殺関税を課することが決定された件(平成18年1月27日付財務省告示第35号)

<sup>2</sup> WTO上級委員会報告書(WT/DS336/AB/R)パラグラフ281

<sup>3</sup> WTO文書 WT/DS336/12

<sup>4</sup> WTO文書 WT/DSB/M/244パラグラフ15

<sup>5</sup> 関税定率法(明治43年法律第54号)第7条第19項

<sup>6</sup> 法第7条第17項

<sup>7</sup> ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正する政令(平成20年政令第266号)、平成20年8月29日付財務省告示第254号

## 1-2 調査の概要

### 1-2-1 調査対象貨物

- (4) 次の貨物（ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成 18 年政令第 13 号）第 1 条第 1 項各号に掲げるもの）であって、ハイニックスにより韓国においてその製造につき半導体材料にトランジスターその他の回路素子を生成させる工程が行われたもの

① DRAM

法の別表第 8542.32 号に掲げる集積回路（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。）のうち、モス型のをいい、実装してあるかないかを問わない。

② DRAM モジュール

法の別表第 8473.30 号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上の DRAM を基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（DRAM の機能を補助するため DRAM 以外の部分品が装着されているかいないかを問わない。）をいう。

### 1-2-2 調査対象貨物の供給者

- (5) ハイニックス

### 1-2-3 調査対象期間

- (6) 2007 年（平成 19 年）1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

### 1-2-4 調査対象事項

- (7) 調査対象貨物に関する補助金についての事情の変更の有無

## 1-3 調査の経緯

### 1-3-1 申請及び調査開始

- (8) 2008 年（平成 20 年）9 月 29 日、ハイニックス（以下「申請者」という。）より、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成 18 年政令第 13 号）に基づき大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製 DRAM 等について課されている相殺関税の変更又は廃止の申請書」（以下「申請書」という。）が提出<sup>8</sup>された。申請書は、調査開始後、

---

<sup>8</sup> 法第 7 条第 18 項、政令第 4 条第 3 項

秘密の情報を除いて閲覧に供した。

表 1 申請者の名称及び住所

名 称	住 所
ハイニックス	大韓民国京畿道利川市夫鉢邑牙美里山 136-1

(9) 当該申請は、補助金に係る事情の変更の事実についての十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたので、2008年（平成20年）10月15日、本件調査の開始を決定<sup>9</sup>し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者、並びに申請者）と認めた者に対し書面により通知<sup>10</sup>するとともに、官報で告示<sup>11</sup>した（平成20年財務省告示第308号）。なお、証拠の提出及び証言についての期限を同年11月27日、証拠等の閲覧についての期限を調査終了の日、意見の表明についての期限を同年11月27日、情報の提供についての期限を同年11月27日とした。

(10) 2008年（平成20年）10月15日、調査に利害関係を有するWTO加盟国である韓国政府及び金融機関等に対して、調査開始を決定した旨を通知<sup>12</sup>した。また、同日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対して、調査開始を決定した旨を通知<sup>13</sup>した。なお、本件調査の開始決定に際し、同年10月14日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知<sup>14</sup>した。

### 1-3-2 質問状の送付等

(11) 当初調査及び履行調査において収集された既存の証拠に加えて、新たな証拠に基づき調査を行う必要があったことから、供給者及び韓国政府及び金融機関（韓国産業銀行（以下「KDB」という。）、韓国外換銀行（以下「KEB」という。）、新韓銀行<sup>15</sup>、ウリィ銀行、農業協同組合中央会（以下「NACF」という。）（以下「5金融機関」という。））（以下「韓国政府等」という。）に質問状を送付<sup>16</sup>した。

表 2 質問状への回答状況

区分	調査当局からの質問状		
	送付数	回答数	
	(A)	(B)	(B/A)
供給者	1	1	100%
韓国政府等	6	6	100%

<sup>9</sup> 法第7条第19項

<sup>10</sup> 政令第5条第1項

<sup>11</sup> 政令第5条第1項

<sup>12</sup> 協定12

<sup>13</sup> ガイドライン8.(2)

<sup>14</sup> 政令第14条

<sup>15</sup> 2006年(平成18年)4月1日、朝興銀行は新韓銀行と合併し、新韓銀行が継承している。

<sup>16</sup> 政令第7条、協定12.1

### 1-3-2-1 供給者

(12) 2008年(平成20年)10月17日、調査対象貨物の供給者であるハイニックスに対し「大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等に係る補助金についての調査に関する質問状」を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定12.7及び相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン(平成19年)(以下「ガイドライン」という。)11.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。

(13) 供給者より、期限までに回答<sup>17</sup>があった。

### 1-3-2-2 韓国政府等

(14) 2008年(平成20年)10月17日、調査に利害関係を有する韓国政府等に対し「大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等に係る補助金についての調査に関する質問状」を送付した。なお、その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定12.7及びガイドライン11.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことができる旨明示した。

(15) 韓国政府等<sup>18</sup>より、期限までに回答の提出があった。

### 1-3-3 証拠の提出等

(16) 2008年(平成20年)11月27日までに、利害関係者からの証拠の提出及び証言<sup>19</sup>はなかった。

### 1-3-4 意見の表明

(17) 2008年(平成20年)11月27日までに、利害関係者等<sup>20</sup>から1件の意見の表明<sup>21</sup>があった。

### 1-3-5 産業上の使用者及び消費者団体の情報提供

(18) 2008年(平成20年)11月27日までに、産業上の使用者及び消費者団体から情報の提供<sup>22</sup>はなかった。

---

<sup>17</sup> ハイニックス回答書

<sup>18</sup> 韓国政府回答書、KDB回答書、KEB回答書、ウリィ銀行回答書、新韓銀行回答書、NACF回答書

<sup>19</sup> 政令第7条第1項前段

<sup>20</sup> エルピーダメモリ株式会社(以下「エルピーダ」という。)意見書

<sup>21</sup> 政令第9条第1項

<sup>22</sup> 政令第10条第1項

### 1-3-6 現地調査

- (19) 提供された情報を確認し、又は更に詳細な情報を入手するために、ハイニックス及び韓国政府等に対して、現地調査の受入れを確認したところ、全ての者から同意を得、日程を調整した。更に、2008年（平成20年）12月1日に、調査対象貨物の輸出国における政府である韓国政府に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認した<sup>23</sup>。
- (20) 供給者、韓国政府等に対し、現地調査の受入れの可否を確認し、現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整した。日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書及び調査項目を概ね現地調査予定日の17日前までに発出し<sup>24</sup>、「表3 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査報告書を作成し、当該調査の結果に関する企業等に対し、現地調査報告書を送付<sup>25</sup>するとともに、秘密の情報を除いて閲覧に供した。

表3 現地調査の実施状況

対象者	実施日
ハイニックス	2008年（平成20年）12月15日～19日
韓国政府	2008年（平成20年）12月15日
KDB	2008年（平成20年）12月18日
KEB	2008年（平成20年）12月17日及び19日
新韓銀行	2008年（平成20年）12月19日
ウリィ銀行	2008年（平成20年）12月18日及び19日
NACF	2008年（平成20年）12月19日

### 1-3-7 約束の申出等

- (21) 調査対象貨物の供給国の当局である韓国政府又は調査対象貨物の輸出者であるハイニックスから約束の申出<sup>26</sup>はなかった。

### 1-3-8 秘密の情報

- (22) 利害関係者から提出された情報について、秘密<sup>27</sup>として取り扱うことを求められた場合には、その旨及びその理由を記載した書面を提出させた。

### 1-3-9 証拠等の閲覧

- (23) 調査開始後、利害関係者から提出された書面及び証拠（利害関係者により秘密の情報として提

<sup>23</sup> ガイドライン10.(1)一①、協定12.6及び附属書VI

<sup>24</sup> ガイドライン10.(1)一②

<sup>25</sup> ガイドライン10.(1)二

<sup>26</sup> 政令第11条

<sup>27</sup> 政令第7条第1項、協定12.4

供された書面及び証拠を除く) について、利害関係者に対して閲覧<sup>28</sup>に供した。

---

<sup>28</sup> 政令第8条

## 第2 補助金についての事情の変更の有無

### 2-1 12月措置による補助金

#### 2-1-1 当初調査における事実認定

(24) 2002年12月30日、第4回目の債権金融機関協議会が開催され、企業構造調整促進法（CRPA）に則り債権再調整による以下の支援措置が決定された<sup>29</sup>。

- ・ 全ての債権者金融機関が保有している無担保債権の50%を出資転換
- ・ 残余債務の弁済期を2006年末まで延長
- ・ 利子徴収方法については、3.5%を現金で徴収し、残額は半期ごとに元本化

(25) 当初調査における補助金利益額の算定については、債務の出資転換に関しては、転換額全額が補助金利益額であると認定し、反復しない補助金として5年間にわたり配分して調査対象期間（2003年（平成15年））の補助金利益額は1,658億ウォンと認定した<sup>30</sup>。

(26) また、債務の弁済期延長及び債務の利息の支払猶予のための元本化による補助金利益額については、反復する補助金として、比較のために適切と考えられる商業的貸付の利子率（市場ベンチマーク）を算出し、当該貸付に対してハイニックスが実際に支払った金利額との差額と認められた。その結果、調査対象期間（2003年（平成15年））に1,829億ウォンの補助金利益額を受領したと認定した<sup>31</sup>。

表4 12月措置の概要<sup>32</sup>

対象者	債務の出資転換	債務の弁済期延長
KDB	442億ウォン	[【 】]ウォン
KEB	1,158億ウォン	[【 】]ウォン
朝興銀行	1,601億ウォン	[【 】]ウォン
ウリィ銀行	1,179億ウォン	[【 】]ウォン
NACF	559億ウォン	[【 】]ウォン
[【秘密扱いのため不開示】]	[【 】]ウォン	

#### 2-1-2 債務の出資転換

(27) 当初調査において、補助金として認定した12月措置の債務の出資転換については、2002年（平成14年）に補助金を受領したと認定し、反復しない補助金であることから半導体設備の耐用年数である5年間にわたり補助金が継続しているとして、利息を加算して2002年（平成14年）からの

<sup>29</sup> 当初調査重要事実 パラグラフ 317-319

<sup>30</sup> 当初調査重要事実 パラグラフ 379-381、履行調査重要事実パラグラフ 37

<sup>31</sup> 当初調査重要事実 パラグラフ 382-385、履行調査重要事実パラグラフ 38

<sup>32</sup> 当初調査重要事実 表12

5年間に配分して補助金利益額を算出した<sup>33</sup>。

(28) 従って、12月措置の債務の出資転換による補助金利益額は5年目の2006年(平成18年)まで配分されることとなる。

(29) 以上より、補助金として認定した債務の出資転換の補助金利益額については、2006年(平成18年)には配分されるが、2007年(平成19年)には配分されず、2007年(平成19年)末の時点で補助金利益はなかったと認められる。

### 2-1-3 債務の弁済期延長

(30) 当初調査において、補助金と認定した貸付については、貸付に対する利払い等が行われる毎に補助金を受領したものとし、利払いがされずに債務が消滅した場合においては、消滅時までの経過利子を消滅時に補助金の受領があったものとした。

(31) 補助金と認定した弁済期延長の対象となった債務には、一般貸付(ウォン貸建及び外貸建)、新規資金、引受荷渡為替手形(Documents against Acceptance)(以下「D/A」という。)、社債、リース債権があった<sup>34</sup>。このうち、利率が3.5%を超える債務については、半期ごとに元本化が行われていた。

#### 2-1-3-1 一般貸付(ウォン貸建及び外貸建)

##### 2-1-3-1-1 外貸建一般貸付

(32) KDBからの外貸建一般貸付については、債権番号46の債務額の一部【秘密扱いのため不開示】米ドルと債権番号47の債務額全額【秘密扱いのため不開示】米ドルが非メモリ部門の売却<sup>35</sup>に伴い譲渡会社へ移転され、債権番号46の残余債務額【秘密扱いのため不開示】米ドルは全額償還されていた<sup>36</sup>。

(33) また、これらの債務の利子については、対象債務残高の3.5%分については定期的に債権者に支払われており、3.5%を超える分については元本化されていた、なお、元本化された債務についても、債務額の全額が償還されていた<sup>37</sup>。

<sup>33</sup> 履行調査重要事実パラグラフ9、当初調査重要事実パラグラフ379-381

<sup>34</sup> 当初調査重要事実脚注371

<sup>35</sup> ハイニックスの債務償還の一部は、非メモリ部門のマグナチップ社に対する売却に伴う同社への債務の移転により行われた。また、ハイニックスは、第9回債権金融機関協議会決議に基づき、一定割合を減じられた債権者金融機関からの既存債務の買取を行い、これにより当該債務の償還がなされた。これらの取引および債務の償還にあたり補助金性を推認させる証拠はなかった。

<sup>36</sup> 申請書別添証拠2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料28-30及び36【29を除いて秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1及び3【秘密扱いのため不開示】

<sup>37</sup> ハイニックス現地調査報告書資料36【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1及び3【秘密扱いのため不開示】

(34) 以上より、補助金と認定した弁済期延長に係る外貨建一般貸付については、2005年（平成17年）末の時点で補助金による利益はなくなっていた。

#### 2-1-3-1-2 ウォン貨建一般貸付

(35) KDBからのウォン貨建一般貸付（債権番号424）については、非メモリー部門の売却<sup>38)</sup>に伴い譲渡会社へ債務額全額【秘密扱いのため不開示】ウォンが移転されていた<sup>39)</sup>。

(36) NACFからのウォン貨建一般貸付（債権番号217～221）については、債務額の全額【秘密扱いのため不開示】ウォンが償還されていた<sup>40)</sup>。

(37) また、KDBからの債務の利子については、対象債務残高の3.5%分については定期的に債権者に支払われており、3.5%を超える分については元本化されていた。なお、元本化された債務についても、債務額の全額が償還されていた。NACFからの債務の利子については、利子の元本化の対象となっておらず、全額定期的に支払われていた<sup>41)</sup>。

(38) 以上より、補助金と認定した弁済期延長に係るウォン貨建一般貸付については、2005年（平成17年）末の時点で補助金による利益はなくなっていた。

#### 2-1-3-2 新規資金

(39) 対象債務額のうち、【秘密扱いのため不開示】ウォンについては、非メモリー部門の売却<sup>42)</sup>に伴い譲渡会社へ債務が移転されていた<sup>43)</sup>。

(40) 残余債務額のうち【秘密扱いのため不開示】ウォンについては、第9回債権金融機関協議会の決議に基づいて、【秘密扱いのため不開示】ウォンの割引の上、【秘密扱いのため不開示】ウォンが償還されていた<sup>44)</sup>。

(41) 残余債務額のうち【秘密扱いのため不開示】ウォンについては、第9回債権金融機関協議会

<sup>38)</sup> 本重要事実脚注35

<sup>39)</sup> 申請書別添証拠2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料28-30及び36【29を除いて秘密扱いのため不開示】

<sup>40)</sup> 申請書別添証拠2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料37【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料4【秘密扱いのため不開示】

<sup>41)</sup> ハイニックス現地調査報告書資料36【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1及び3【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料1【秘密扱いのため不開示】

<sup>42)</sup> 本重要事実脚注35

<sup>43)</sup> ハイニックス現地調査報告書資料28-30【29を除いて秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料1【秘密扱いのため不開示】、新韓銀行現地調査報告書資料3【秘密扱いのため不開示】

<sup>44)</sup> ハイニックス現地調査報告書資料31【秘密扱いのため不開示】、KEB現地調査報告書資料4【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1及び3【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料1【秘密扱いのため不開示】、新韓銀行現地調査報告書資料3【秘密扱いのため不開示】

の決議に基づいて、ハイニックスは債務の割引返済実施にかかる募集を行い、これに応じた債権者金融機関の債務のうち【秘密扱いのため不開示】ウォンについて割引の上【秘密扱いのため不開示】ウォンが償還されていた<sup>45</sup>。

(42) 残余債務については、【秘密扱いのため不開示】ウォン及び【秘密扱いのため不開示】ウォンに分けて残余債務額全額が償還されていた<sup>46</sup>。

(43) また、これらの債務の利子については、対象債務残高の3.5%分については定期的に債権者に支払われており、3.5%を超える分については元本化されていた、なお、元本化された債務についても、債務額の全額が償還されていた<sup>47</sup>。

(44) 以上より、補助金と認定した弁済期延長に係る新規資金（総額 657,900 百万ウォン）については、5回に分けて債務額の全額が償還又は移転されており、2005年（平成17年）末の時点で補助金による利益はなくなっていた。

### 2-1-3-3 D/A

(45) 補助金と認定した弁済期延長に係るD/A債務については、債務額全額が償還されていた<sup>48</sup>。

(46) 以上より、補助金と認定した弁済期延長に係るD/Aについては、2005年（平成17年）末の時点で補助金による利益はなくなっていた。

### 2-1-3-4 社債

(47) NACFが保有していた3件のハイニックス社債のうち、170-1回社債及び173回社債については債務額全額が一括して償還されていた。172回社債については、【秘密扱いのため不開示】ウォンと【秘密扱いのため不開示】ウォンに分けて償還されていた<sup>49</sup>。

(48) ウリィ銀行が保有していたハイニックス社債（160-4回社債）については、非メモリ部門の売却<sup>50</sup>に伴い、債務が移転されていた<sup>51</sup>。

<sup>45</sup> ハイニックス現地調査報告書資料32及び33【秘密扱いのため不開示】、KEB現地調査報告書資料5【秘密扱いのため不開示】

<sup>46</sup> ハイニックス現地調査報告書資料34及び35【秘密扱いのため不開示】、KEB現地調査報告書資料6及び7【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1、4及び5【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料1【秘密扱いのため不開示】

<sup>47</sup> ハイニックス現地調査報告書資料36【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1及び3【秘密扱いのため不開示】

<sup>48</sup> ハイニックス現地調査報告書資料24【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1【秘密扱いのため不開示】

<sup>49</sup> 申請書別添証拠2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料19【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料2【秘密扱いのため不開示】

<sup>50</sup> 本重要事実脚注35

<sup>51</sup> ハイニックス現地調査報告書資料20【秘密扱いのため不開示】、KEB現地調査報告書資料8、9及び10【秘密扱いのため不開示】

(49) また、これらの債務の利子については、対象債務残高の 3.5%分については定期的に債権者に支払われており、3.5%を超える分については元本化されていた。なお、元本化された債務についても、数次にわたる債務移転や一部償還等を経て、債務額全額が償還されていた<sup>52</sup>。

(50) 以上より、補助金と認定した弁済期延長に係る社債については、NACF からの社債【秘密扱いのため不開示】ウォンを除いて 2005 年末までに償還されており、2005 年（平成 17 年）末の時点で補助金による利益は NACF からの社債【秘密扱いのため不開示】ウォンによるもののみであるが、2006 年（平成 18 年）中に全額が償還されたため、同年末の時点で補助金による利益はなくなっていた。

#### 2-1-3-5 リース

(51) KEBのリース債権（債権番号 318、348、349：【秘密扱いのため不開示】米ドル）及び朝興銀行のリース債権（債権番号 280、331、333、341、371、375：【秘密扱いのため不開示】）及び【秘密扱いのため不開示】米ドル）については、一旦長期借入金に転換された後、債務額全額が償還等されていた<sup>53</sup>。

(52) また、これらの債務の利子については、定期的に債権者に支払われていた<sup>54</sup>。

(53) 以上より、補助金と認定した弁済期延長に係るリースについては、2005 年（平成 17 年）末の時点で補助金による利益はなくなっていた。

#### 2-1-3-6 債務の弁済期延長に関する結論

(54) 以上より、補助金と認定した弁済期延長の補助金利益額については、2005 年（平成 17 年）末の時点で NACF からの社債【秘密扱いのため不開示】ウォンに係るもののみであり、2006 年（平成 18 年）末時点で債務の弁済期延長に係る債務は全て消滅しており、補助金による利益はなくなっていたと認定した。

#### 2-1-4 12月措置による補助金に係る事情の変更に関する結論

(55) 以上より、12 月措置に係る補助金に関して、2006 年（平成 18 年）末の時点で補助金による利益はすべてなくなっており、補助金についての事情の変更があったと認定した。

---

め不開示】、ウリィ銀行現地調査報告書資料 5、6 及び 7【秘密扱いのため不開示】

<sup>52</sup> ハイニックス現地調査報告書資料 36【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料 1 及び 3【秘密扱いのため不開示】

<sup>53</sup> 申請書別添証拠 2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料 38 及び 39【秘密扱いのため不開示】、新韓銀行現地調査報告書資料 1【秘密扱いのため不開示】

<sup>54</sup> ハイニックス現地調査報告書資料 36【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料 1 及び 3【秘密扱いのため不開示】

表5 補助金の額

	債務の出資転換	債務の弁済期延長	計
2006年(平成18年)	[【 】]ウオン	[【 】]ウオン	[【 】]ウオン
2007年(平成19年)	0億ウオン	0億ウオン	0億ウオン

## 2-2 ハイニックスに対する新たな補助金交付の事実の有無

### 2-2-1 利害関係者からの意見表明

(56) エルピーダより、ハイニックスに対する新たな補助金交付の疑いについて、以下の意見表明がなされた。

- ・2005年7月におけるKEB等の金融機関によるハイニックスへの融資が12月措置の債務に対する実質的な借り換えであり、これが韓国政府の関与に基づくもので、協定1.1(a)に規定される委託・指示に基づく資金面の貢献に該当し、よって、ハイニックスに対する新たな補助金の交付であるとの疑いがある<sup>55</sup>。
- ・2003年1月におけるハイニックスの超薄膜液晶表示装置(TFT-LCD)事業部門売却にあたって金融機関(KEB、KDB、ウリィ銀行、朝興銀行)から中国の京東方科技集団(以下「BOE」という。)に対してなされた資金供給に関し、協定1.1(a)に規定される政府の委託又は指示による資金面での貢献に該当するもので、ハイニックスへの新たな補助金である可能性が高い<sup>56</sup>。

### 2-2-2 2005年7月における新規資金調達

#### 2-2-2-1 新規資金調達の概要

(57) 2001年9月15日に施行された企業構造調整促進法(CRPA)の枠組に基づき、2001年10月4日、ハイニックスの基本的に全ての債権者金融機関から構成されるハイニックス債権金融機関協議会が設立され、同協議会を通じて、債権者金融機関によるハイニックスに対する共同管理手続が開始されることとなった<sup>57</sup>。その後、債権者金融機関が保有するハイニックスに対する債権の再編を通じたハイニックスへの支援措置(12月措置)<sup>58</sup>が決定された第4回債権金融機関協議会において、かかる共同管理手続に基づくハイニックス経営正常化計画の[【秘密扱いのため不開示】]とされた<sup>59</sup>。

(58) かかる状況において、ハイニックスより、[【秘密扱いのため不開示】]を理由として、債権者金融機関による共同管理手続からの早期卒業及び経営正常化計画の早期撤廃が債権金融機関協

<sup>55</sup> エルピーダ意見書2(2)

<sup>56</sup> エルピーダ意見書4(1)

<sup>57</sup> 当初調査重要事実パラグラフ256

<sup>58</sup> 12月措置の概要については表4を参照。

<sup>59</sup> 当初調査ハイニックス回答書証拠書類1-10-2【秘密扱いのため不開示】

議会に対して要請された。これを受けて、2005年4月20日、第13回債権金融機関協議会が開催され、当該要請について審議された結果、ハイニックスの共同管理手続からの早期卒業条件が決定された。当該早期卒業の条件の1つとして、CRPAの枠組における債務の償還のため外部から1兆ウォン以上の資金調達（限度性と信は除く）をハイニックスが行うこと<sup>60</sup>、さらに、1兆ウォン以上の資金調達に関して、その調達手段や規模等<sup>61</sup>についても決定された。

(59) 第13回債権金融機関協議会の決定を受けて、ハイニックスへの資金供給について、主幹事銀行となった金融機関を中心に韓国国内及び海外での募集を行った結果、2005年7月、韓国国内における長期信用貸付（外貨建てローン【 】ドル、ウォン建てローン【 】ウォン）、限度性と信の設定（550百万ドル）、海外における社債の発行（500百万ドル）、による資金供給がハイニックスに対して行われた（以下「2005年7月の資金調達」という。）。このうち、金融機関間の協調体制の下で行われた、長期信用貸付（以下、「協調融資」という。）及び限度性と信の設定については、調査の過程で入手した証拠<sup>62</sup>により、これらの資金供給に参加した金融機関及び資金供給額は以下のとおりであると認められた<sup>63</sup>。

表6 長期信用貸付

参加金融機関	ドル建	ウォン建
[【 】]	[【 】]	
[【 】]	[【 】]	[【 】]
[【 】]		[【 】]
[【 】]	[【 】]	
[【 】]		[【 】]
[【 】]	[【 】]	[【 】]
[【 】]	[【 】]	[【 】] <sup>64</sup>
[【 】]	[【 】]	
[【 】]		[【 】]
[【 】]	[【 】]	
[【 】]	[【 】]	
[【 】]	[【 】]	
計	[【 】]	[【 】]

<sup>60</sup> ハイニックス現地調査報告書「<回答書問16関係>」への回答、ハイニックス回答書資料10【秘密扱いのため不開示】

<sup>61</sup> 長期信用貸付（[【 】]ドル又は同相当のウォン建てでの韓国国内における貸付、[【 】]ドルの貸付）、限度性と信の設定（[【 】]ドル）から構成されている。（ハイニックス回答書資料10）【秘密扱いのため不開示】

<sup>62</sup> 申請書別添証拠2【秘密扱いのため不開示】、KEB回答書資料2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料4、5、6【秘密扱いのため不開示】

<sup>63</sup> 国内での長期信用貸付については、KEB、KDB、朝興銀行、ウリィ銀行、シティグループ、海外での社債発行については、ドイツ銀行、シティグループ、メリルリンチ、UBS、限度性と信の設定については、KEB、KDB、朝興銀行、ウリィ銀行が、それぞれ主幹事銀行をつとめたものと認められる（ハイニックス現地調査報告書「<回答書問10に関して>」への回答）、KEB回答書資料2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料4、5、6）【秘密扱いのため不開示】。

<sup>64</sup> 2005年7月の資金調達によりKEBが保有することとなった債権は、その後、東洋相互金融に移転された。（KEB現地調査報告書「(回答書問9.(1)に関して)」への回答）

表7 限度性と信の設定

参加金融機関	設定信用限度額
[ 【 】 ]	[ 【 】 ]
[ 【 】 ]	[ 【 】 ]
[ 【 】 ]	[ 【 】 ]
[ 【 】 ]	[ 【 】 ]
[ 【 】 ]	[ 【 】 ]
[ 【 】 ]	[ 【 】 ]
[ 【 】 ]	[ 【 】 ]
計	550 百万ドル

## 2-2-2-2 新規資金調達時のハイニックスの経営状況

### 2-2-2-2-1 ハイニックスの経営状況の検討

(60) 2004年から2006年間の当期利益をみると<sup>65</sup>、2004年は1,692,478百万ウォンと、2003年のマイナス1,745,002百万ウォンからは大幅な改善が見られ、2005年においても1,817,409百万ウォンとさらに業績を伸ばしていた。

(61) また、企業の短期流動性資金の状況を示す流動比率<sup>66</sup>をみると、2005年7月の資金調達が行われた2005年は、第1四半期【 】%、第2四半期【 】%、第3四半期【 】%、第4四半期【 】%と、期を追うごとに上昇している状況であった。

(62) さらに、負債比率<sup>67</sup>をみると、資金調達当時の2005年は、第1四半期【 】%、第2四半期【 】%、第3四半期【 】%、第4四半期【 】%と、期を追うごとに低下している状況であった。

(63) ハイニックスの株価の推移をみると、2002年の終値は2003年に実施された減資後の調整価格で5,880ウォンであったが<sup>68</sup>、2004年終値11,650ウォンであり、2005年7月の資金調達が行われた2005年7月の終値は23,900ウォン<sup>69</sup>と株価は上昇傾向で推移していた。

(64) ハイニックスに対する外部格付機関による信用格付をみると、Standard & Poor'sは、2002年の格付けにおいて、債務者がある特定の債務又は特定の種類の債務を選択して不履行とした「選択的不履行」との格付けであるSD<sup>70</sup>としていたが、2005年7月の資金調達の当時には、B+（"Stable"）に引き上げていた<sup>71</sup>。また、Korean Investors Serviceが行った信用格付についても、

<sup>65</sup> ハイニックス回答書資料1

<sup>66</sup> ハイニックス回答書資料3【秘密扱いのため不開示】

<sup>67</sup> ハイニックス回答書資料3【秘密扱いのため不開示】

<sup>68</sup> 当初調査ハイニックス回答書証拠書類1-14-1。2002年末の終値実価格は280ウォンである。12月措置により2003年に株式併合による21対1の減資が行われている。

<sup>69</sup> ハイニックス回答書資料4-A

<sup>70</sup> 当初調査重要事実パラグラフ324

<sup>71</sup> ハイニックス回答書資料2-I、なお、当局が入手した資料によれば、Bの格付けは、「現時点では債務を履行する能力有しているが、「BB」に格付けされた発行体よりも脆弱である。事業環境、財務上、または経済状況が悪化した場合



## 2-2-2-3-2 新規資金調達についての韓国政府の関与についての結論

(71) 以上の事実から総合的に判断すると、2005年7月の資金調達の実施に当たり、韓国政府がハイニックス救済を目的として何らかの関与や影響力の行使を行ってはいなかったと認められる。

## 2-2-2-4 新規資金調達における個別金融機関の与信判断

### 2-2-2-4-1 新規資金調達における個別金融機関の与信判断の検討

(72) 2005年7月の資金調達のうち、協調融資については、第13回債権金融機関協議会の決議<sup>78</sup>を受け選任された5つの主幹事銀行（KEB、KDB、ウリィ銀行、朝興銀行、シティグループ）の協議により利率等の融資条件が設定され、当該融資条件により参加金融機関の募集を行った<sup>79</sup>。当該融資条件は全ての参加金融機関に対し一律に適用された<sup>80</sup>。

(73) 重要な融資条件の1つである貸付金利については、ドル建て（〔【秘密扱いのため不開示】〕）、ウォン建て（〔【秘密扱いのため不開示】〕）とされており、金融機関の市中での調達金利よりもある程度高い利率が設定されていた。また、上述したように、ハイニックスに対する与信信用度は改善していたこと、外部格付機関（Korean Investors Service）により当該融資の期限内の返済可能性が高いと評価されていたこと<sup>81</sup>、当該債権の担保の評価額が貸付額を大幅に上回っていたこと<sup>82</sup>などを総合的に考慮すれば、かかる金利の水準が非商業合理的なものであるとは認められない。

(74) 質問状を送付した5金融機関の各金融機関が、実際に融資への参加を決定する際の内部審査<sup>83</sup>においては、商業的な要素以外を考慮したことを示す証拠はなかった。また、上述したように、2005年7月の資金調達に当たって、債権金融機関協議会の決議<sup>84</sup>に至る審議過程や各金融機関における与信判断の過程において、韓国政府がハイニックスの救済を目的に何らかの関与を行ったとは認められなかった。

(75) 5金融機関における2005年7月の資金調達当時のハイニックスに対する信用格付については、KEBは〔【秘密扱いのため不開示】〕<sup>85</sup>、KDBは〔【秘密扱いのため不開示】〕<sup>86</sup>、ウリィ銀行は

---

であったことを示す証拠は認められなかった。

<sup>78</sup> ハイニックス回答書資料10【秘密扱いのため不開示】

<sup>79</sup> KEB現地調査報告書資料15【秘密扱いのため不開示】、なお、KEBは協調融資の実施に当たっての主幹事銀行の中で、融資の執行に当たっての事務管理者であり、各金融機関への当該融資の参加募集についてもKEBから募集のための文書が発出されている。

<sup>80</sup> KEB回答書資料2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料4【秘密扱いのため不開示】

<sup>81</sup> 本重要事実パラグラフ64

<sup>82</sup> KEB現地調査報告書資料14【秘密扱いのため不開示】

<sup>83</sup> KEB現地調査報告書資料13【秘密扱いのため不開示】、ウリィ銀行現地調査報告書資料8及び9【秘密扱いのため不開示】、新韓銀行現地調査報告書資料6【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料10【秘密扱いのため不開示】。なお、KDBについては、現地調査において内部審査資料を目視により確認した。

<sup>84</sup> ハイニックス回答書資料10【秘密扱いのため不開示】

<sup>85</sup> KEB現地調査報告書「(回答書問9.(3)に関して)」への回答

[【秘密扱いのため不開示】]<sup>87</sup>、新韓銀行は[【秘密扱いのため不開示】]<sup>88</sup>、NACFは[【秘密扱いのため不開示】]<sup>89</sup>とそれぞれ評価しており、いずれの5金融機関も12月措置当時における信用評価<sup>90</sup>から大幅に引き上げていたことが認められる。

(76) また、5金融機関の2005年7月の資金調達当時の貸倒引当金の引当率は、KEB<sup>91</sup>、KDB<sup>92</sup>、ウリィ銀行<sup>93</sup>、新韓銀行<sup>94</sup>、NACF<sup>95</sup>は[【秘密扱いのため不開示】]％に設定されていた。いずれの金融機関においても12月措置当時の貸倒引当率<sup>96</sup>に比べ大幅な引下げが行われており、各金融機関ともハイニックスに対する与信信用評価は大幅に改善していた。

(77) 融資条件のうち金利については、5金融機関の与信判断において、これらの利率が金融機関の実際の調達金利を上回るものであり、一定の利益を得ることが可能なものと評価されていた<sup>97</sup>。

(78) さらに、上述したように、2005年7月の資金調達当時、ハイニックスの経営状況は健全な経営状況に向けて改善していたと認められる。

(79) 2005年7月の資金調達のうち協調融資には5金融機関以外の金融機関が参加していたが、これには海外の金融機関([【秘密扱いのため不開示】])<sup>98</sup>も含まれていた。これらの海外金融機関のいずれについても、韓国政府が経営や与信判断に対して影響力を行使するためのいかなる関係も有していなかった。また、これらの海外金融機関が非商業合理的な考慮に基づき2005年7月の資金調達への参加を決定したことを示す証拠も認められなかった。さらに、当該協調融資に参加した金融機関の全ては、同一の条件で参加していた<sup>99</sup>。

---

<sup>86</sup> KDB現地調査報告書「(回答書問6.(3)関連)」への回答

<sup>87</sup> ウリィ銀行現地調査報告書「(回答書問7.(3)に関して)」への回答

<sup>88</sup> 新韓銀行現地調査報告書「(回答書問7.(3)に関して)」への回答

<sup>89</sup> NACF現地調査報告書「(回答書問7.(3)に関して)」への回答

<sup>90</sup> KEBは[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ347)、ウリィ銀行は[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ352)、朝興銀行は[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ357)、NACFは[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ361)、KDBは[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査KDB回答書Ⅲ.26)とされていた。

<sup>91</sup> KEB現地調査報告書「(回答書9.(3)に関して)」への回答

<sup>92</sup> KDB現地調査報告書「(回答書問6.(3)関連)」への回答

<sup>93</sup> ウリィ銀行現地調査報告書「(回答書問7.(3)に関して)」への回答

<sup>94</sup> 新韓銀行現地調査報告書「(回答書問7.(3)に関して)」への回答

<sup>95</sup> NACF現地調査報告書「(回答書問7.(3)に関して)」への回答

<sup>96</sup> KEBは[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ347)、ウリィ銀行は[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ352)、朝興銀行は[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ357)、NACFは[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査重要事実パラグラフ361)、KDBは[【秘密扱いのため不開示】] (当初調査KDB回答書Ⅲ.26)とされていた。

<sup>97</sup> KDB現地調査報告書「(回答書6.(1)関連)」への回答、KEB現地調査報告書資料13【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書「(回答書問7.(7)に関して)」への回答

<sup>98</sup> 申請書別添証拠2【秘密扱いのため不開示】、KEB回答書資料2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料4【秘密扱いのため不開示】。これらの海外金融機関のいずれも12月措置には参加していなかった。

<sup>99</sup> 申請書別添証拠2【秘密扱いのため不開示】、KEB回答書資料2【秘密扱いのため不開示】、ハイニックス現地調査報告書資料4【秘密扱いのため不開示】、KEB現地調査報告書資料14【秘密扱いのため不開示】、同資料15【秘密扱いのため不開示】

## 2-2-2-4-2 新規資金調達における個別金融機関の与信判断の結論

- (80) 以上の事実を総合的に勘案すると、5 金融機関のいずれについても、2005 年 7 月の資金調達のうち協調融資への参加を決定する際の与信判断は非商業合理的な考慮に基づきなされたと認められなかった。また、5 金融機関以外の金融機関についても、5 金融機関の与信判断が非商業合理的な考慮に基づくものであったとは認められなかったこと、すべての金融機関が同一の条件で参加していたこと、ハイニックスの経営状況や外部格付機関による信用評価が改善していたこと、融資条件が非商業合理的であるとは認められなかったこと、韓国政府の関与が認められなかったこと等を総合的に考慮すれば、これらの金融機関の与信判断も非商業合理的な考慮に基づき行われたとは認められない。
- (81) 限度性・与信の設定については、5 金融機関を含む複数の金融機関が参加していたが、ハイニックスの経営・財務状況が改善していたこと、外部格付機関による信用評価も向上していたこと、5 債権者のハイニックスに対する信用評価が大幅に改善していたこと、韓国政府の関与が 2005 年 7 月の資金調達の実施に当たっては認められなかったこと、韓国政府が経営や与信判断に影響力を行使できるためのなんらの関係も認められなかった<sup>100</sup>海外の金融機関（[【秘密扱いのため不開示】]）が参加していたこと、協調融資の実施に当たっての与信判断が非商業合理的な考慮に基づき行われたとは認められなかったこと等を総合的に考慮すると、限度性・与信の設定に関する各金融機関の与信判断が、非商業合理的な考慮に基づき行われたとは認められない。
- (82) 社債の発行については、当該社債は海外において一般投資家向けに発行がされていた。また、社債の発行や投資家の募集に当たっては、第 13 回債権金融機関協議会の決議<sup>101</sup>を受け、主幹事金融機関には、[【秘密扱いのため不開示】]等、韓国政府が影響力を行使する可能性の認められない海外の金融機関が選定されており、これらの金融機関が代表的な一次的社債引受者となっていた<sup>102</sup>。さらに、上述したように、ハイニックスの経営・財務状況が改善していたこと、外部格付機関による信用評価も向上していたこと、韓国政府の関与が 2005 年 7 月の資金調達の実施に当たっては認められなかったことなどの事実も総合的に鑑みると、かかる資金調達は非商業合理的な考慮に基づいた資金調達であったとは認められない。

## 2-2-2-5 2005 年 7 月の新規資金調達に関する補助金性の認定についての結論

- (83) 以上から、2005 年 7 月の資金調達に参加した金融機関に対する韓国政府による協定 1.1(a)(1)(iv)に規定される委託又は指示に基づき行われたとは認められない。また、2005 年 7 月の資金調達に参加した金融機関の与信判断が非商業合理的な考慮に基づきなされたと認められなかったことから、当該資金調達によりハイニックスが協定 1.1(b)に規定される利益を得たとも認められない。

<sup>100</sup> 本重要事実パラグラフ 66-68

<sup>101</sup> ハイニックス回答書資料 10【秘密扱いのため不開示】

<sup>102</sup> ハイニックス現地調査報告書資料 6【秘密扱いのため不開示】

(84) 従って、2005年7月の資金調達については、補助金に該当するとは認められない。なお、2005年7月の資金調達のうち協調融資及び社債については、すべて2007年中に償還されていた<sup>103</sup>。

## 2-2-3 中国の京東方科技集団 (BOE) へのTFT-LCD事業部門の売却

### 2-2-3-1 TFT-LCD事業部門売却の概要

(85) 2003年1月、ハイニックスは、ハイニックスの再建のための債権金融機関協議会における約款に基づき、自己救済計画を策定し、その一つとして流動性資金を確保するため、TFT-LCD(超薄膜液晶表示装置)事業部門の子会社ハイデイス(株)をBOEに売却した。また、これによって得た資金は、既存債務の償還に充てられた<sup>104</sup>。BOEによる当該子会社の買収に当たっては、買収資金の一部【秘密扱いのため不開示】がKEB、KDB、ウリィ銀行等による協調融資により調達されていた<sup>105</sup>。

### 2-2-3-2 TFT-LCD事業部門売却における韓国政府の関与

#### 2-2-3-2-1 TFT-LCD事業部門売却における韓国政府の関与の検討

(86) TFT-LCD事業部門の売却に関して、韓国政府がBOEの経営判断に対して影響力を行使するための何らかの枠組みが存在していたことを示す証拠もなく、韓国政府がBOEのTFT-LCD事業部門の買収に至る経営判断において実際に影響力を行使したことを示す証拠もなかった<sup>106</sup>。

(87) さらに、たとえBOEへの協調融資によってBOEに何らかの利益が生じていたとしても、本調査の記録上、ハイニックスのTFT-LCD事業部門の売却より当該利益がハイニックスに移転されたことを示す証拠はなく、また、当該買収が行われた当時、ハイニックスとBOEとの間に資本関係があったとは認められなかった<sup>107</sup>。

#### 2-2-3-2-2 TFT-LCD事業部門売却における韓国政府の関与の結論

(88) 以上の事実から総合的に判断すれば、BOEから間接的にハイニックスに協定1.1(b)で規定されるどころの利益が生じたとも認められない。

<sup>103</sup> ハイニックス現地調査報告書資料17【秘密扱いのため不開示】。なお、限度性と信にかかる償還については、限度性と信が契約限度額(枠)の範囲において、複数にわたる資金の出し入れが可能であり、ハイニックスと金融機関の間において借入と償還が繰り返し行われていることが認められた。(ハイニックス現地調査報告書資料14【秘密扱いのため不開示】及び同資料15【秘密扱いのため不開示】、KEB現地調査報告書資料17【秘密扱いのため不開示】、KDB現地調査報告書資料1【秘密扱いのため不開示】、ウリィ銀行現地調査報告書資料10【秘密扱いのため不開示】、新韓銀行現地調査報告書資料8【秘密扱いのため不開示】、NACF現地調査報告書資料7【秘密扱いのため不開示】)

<sup>104</sup> KDB現地調査報告書資料10【秘密扱いのため不開示】

<sup>105</sup> ハイニックス現地調査報告書「<回答書問17に関して>」への回答、KDB現地調査報告書資料10【秘密扱いのため不開示】

<sup>106</sup> 韓国政府現地調査報告書「7.その他」への回答

<sup>107</sup> ハイニックス現地調査報告書「<回答書問17に関して>」への回答

(89) 従って、当該協調融資が補助金に該当するとは認められない。

#### 2-2-4 その他の補助金交付の事実の有無

(90) その他、ハイニックスが新たな補助金を受領したことを示す事実は認められなかった。

#### 2-2-5 新たな補助金交付の事実の有無に関する結論

(91) 以上の事実から、12月措置以降、ハイニックスは新たな補助金を受領しておらず、調査対象期間中に新たな補助金によってハイニックスが得た利益はなかったと認められる。

### 2-3 補助金利益額

(92) 以上より、調査対象期間における補助金利益額はなかった。

(93) なお、2006年（平成18年）の補助金利益額については、債務の出資転換及び弁済期延長があり、ハイニックスは2006年中に1,033億ウォンの補助金を受領したと計算される<sup>108109</sup>。

表8 2006年（平成18年）の補助金額

対象者	債務の出資転換	債務の弁済期延長
KDB	[【 】]ウォン	0億ウォン
KEB	[【 】]ウォン	0億ウォン
朝興銀行	[【 】]ウォン	0億ウォン
ウリィ銀行	[【 】]ウォン	0億ウォン
NACF	[【 】]ウォン	[【 】]ウォン
[【秘密扱いのため不開示】]	[【 】]ウォン	

<sup>108</sup> 当初調査重要事実パラグラフ91-105、379-386に基づいて算出。

<sup>109</sup> 2006年におけるハイニックスのDRAM売上額は[【秘密扱いのため不開示】]ウォン、DRAM販売数量は[【秘密扱いのため不開示】]個、総売上額は75,692億ウォン、補助金率は1.3%。（当初調査重要事実パラグラフ386に基づいて算出。）現実の補助金の額は3.98円/個(256Mb)である。

### 第3 補助金についての事情の変更の有無に関する結論

- (94) 以上の調査の結果、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製DRAM等について関税定率法第7条第1項の規定により相殺関税を課することが決定された件（平成18年1月27日付財務省告示第35号）4(2)において交付が認められた補助金については、2006年（平成18年）12月末の時点で補助金利益額はなくなっており、調査対象期間における補助金利益がなくなっていることから、事情の変更があったと認定した。